

# まちなかハート ステーション

平成16年から、一般市民によるAED(自動体外式除細動器)の使用が認められ、AEDは公的機関や、民間施設にも設置されています。

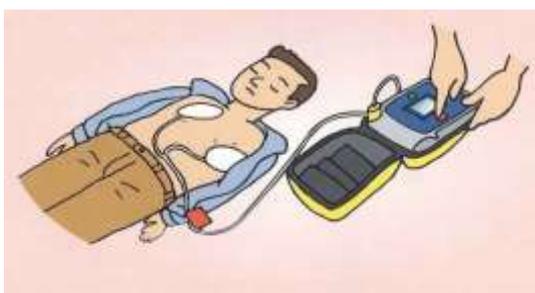
これらの事業所等の中で「応急救護体制」が整った事業所等を「まちなかハートステーション」として認定して、地域住民の救命率向上を目指すものです。

まちなかハートステーションはどこにあるんですか

事業所等の入り口など目立つところに、まちなかハートステーションのステッカーが貼られています。



(ステッカー)



(AED 使用例)



(AED 一例)

## ★★まちなかハートステーション制度について★★

AED(自動体外式除細動器)設置を促進するとともに、AEDを設置し、従業員等が普通救命講習を受講しているなど、下記の要件を満たした施設に対して、応急救護体制が整っている施設として標章を交付し、地域住民等に公表する制度です。

1. AEDを設置すると共に、点検担当者を配置すること。
2. 普通救命講習を概ね3年以内に受講した従業員が、営業時間内に常時1人以上配置されていること。
3. 営業時間内に誰もが速やかにAEDを有効に活用できるよう協力態勢が整えられていること。
4. 使用後のAEDは、事業所において整備がされること。
5. 制度について広く住民への周知を図るため事業所等の情報の公表に承諾されること。

★ 申請受付期間 平成27年4月1日以降随時

お問い合わせは下記まで

野辺地消防署

〒 039-3113

上北郡野辺地町字田狭沢40番地9

Te l 0175-64-3126

横浜消防署

〒 039-4141

上北郡横浜町字三保野127番地1

Te l 0175-78-2119

六ヶ所消防署

〒 039-3212

上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附536番地1

Te l 0175-72-2301